

都市計画に基づく開発行等の審査基準 新旧対照表

新				旧			
§ 1 都市計画法第29条の規定に基づく開発行為の許可申請に係る審査基準 1～5 (略) 6 開発許可の基準 (1)・(2) (略) (3) 排水施設 ア 開発区域内の下水の排出 (ア)～(エ) (略) [別表：雨量強度式(タルボット式)]				§ 1 都市計画法第29条の規定に基づく開発行為の許可申請に係る審査基準 1～5 (略) 6 開発許可の基準 (1)・(2) (略) (3) 排水施設 ア 開発区域内の下水の排出 (ア)～(エ) (略) [別表：雨量強度式(タルボット式)]			
適用地域	10年確率 (排水施設)	30年確率 (調整池容量)	100年確率 (余水吐)	適用地域	10年確率 (排水施設)	30年確率 (調整池容量)	100年確率 (余水吐)
(福岡農林事務所管内全域) 福岡市、筑紫野市、春日市、太宰府市、 大野城市、宗像市、糸島市、古賀市、 福津市、那珂川市、糟屋郡	$\frac{5880}{t+36}$	$\frac{7531}{t+42}$	$\frac{9517}{t+49}$	(福岡農林事務所管内全域) 福岡市、筑紫野市、春日市、太宰府市、 大野城市、宗像市、糸島市、古賀市、 福津市、那珂川市、糟屋郡	$\frac{6548}{t+42}$	$\frac{8228}{t+47}$	$\frac{10306}{t+54}$
(八幡農林事務所管内) 北九州市門司区、小倉北区、小倉南区、 戸畑区 (行橋農林事務所管内全域) 行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	$\frac{5494}{t+34}$	$\frac{6752}{t+37}$	$\frac{8161}{t+41}$	(八幡農林事務所管内) 北九州市門司区、小倉北区、小倉南区、 戸畑区 (行橋農林事務所管内全域) 行橋市、豊前市、京都郡、築上郡	$\frac{4541}{t+28}$	$\frac{5269}{t+29}$	$\frac{6088}{t+31}$
(八幡農林事務所管内) 北九州市八幡東区、八幡西区、若松区、 中間市、遠賀郡 (飯塚農林事務所管内全域) 飯塚市、田川市、直方市、嘉麻市、 宮若市、嘉穂郡、鞍手郡、田川郡	$\frac{6298}{t+37}$	$\frac{7850}{t+42}$	$\frac{9712}{t+48}$	(八幡農林事務所管内) 北九州市八幡東区、八幡西区、若松区、 中間市、遠賀郡 (飯塚農林事務所管内全域) 飯塚市、田川市、直方市、嘉麻市、 宮若市、嘉穂郡、鞍手郡、田川郡	$\frac{6350}{t+38}$	$\frac{7610}{t+40}$	$\frac{8966}{t+42}$
(朝倉農林事務所管内全域) 久留米市、朝倉市、小郡市、うきは市、 朝倉郡、三井郡 (筑後農林事務所管内全域) 大牟田市、八女市、柳川市、筑後市、 大川市、みやま市、八女郡、三潁郡	$\frac{7033}{t+41}$	$\frac{8484}{t+46}$	$\frac{9983}{t+49}$	(朝倉農林事務所管内全域) 久留米市、朝倉市、小郡市、うきは市、 朝倉郡、三井郡 (筑後農林事務所管内全域) 大牟田市、八女市、柳川市、筑後市、 大川市、みやま市、八女郡、三潁郡	$\frac{5743}{t+34}$	$\frac{6840}{t+38}$	$\frac{8038}{t+42}$
イ・ウ (略) (4)～(15) (略) 7 市街化調整区域における開発許可の基準(立地基準) (略)				イ・ウ (略) (4)～(15) (略) 7 市街化調整区域における開発許可の基準(立地基準) (略)			
§ 2～§ 9 (略)				§ 2～§ 9 (略)			